



# 間接強制申立書

令和3年11月30日

大阪地方裁判所第26民事部 御中

債権者代理人弁護士 生 沼 寿 彦



同 濱 田 俊 亮



当事者の表示 別紙のとおり

申立の趣旨及び理由 別紙のとおり

## 申立の趣旨

- 1 債務者らは、「日本拳法会」の名称を使用してはならない
- 2 本決定送達の日以降、債務者らが前項記載の義務に違反し、「日本拳法会」の名称を使用したときは、債務者山本隆造は債権者に対し、本決定送達の日以降使用中止に至るまで、1日につき金10万円の割合による金員を支払え
- 3 本決定送達の日以降、債務者らが前項記載の義務に違反し、「日本拳法会」の名称を使用したときは、債務者藤川義人は債権者に対し、本決定送達の日以降使用中止に至るまで、1日につき金10万円の割合による金員を支払え
- 4 本決定送達の日以降、債務者らが前項記載の義務に違反し、「日本拳法会」の名称を使用したときは、債務者肥田玄三は債権者に対し、本決定送達の日以降使用中止に至るまで、1日につき金10万円の割合による金員を支払え

との裁判を求める。

## 申立の理由

第1 債務者らは、下記事件の仮処分命令決定正本の送達を受けている。

第2 債務者らは、自らが作成したウェブサイト（URL：<http://nipponkempo.angry.jp/>）（以下「本件ウェブサイト」という。）を、下記事件の仮処分決定正本の送達を受けた令和3年11月19日以降現在に至るまで、削除をすることなく公開し、「日本拳法会」の名称を使用し続けている（甲1号証）。

さらに、債務者肥田玄三は令和3年11月26日付けで債権者関係者にメールを送信し（甲2号証）、「日本拳法会 山本隆造」名義での文書を公表し、同年12月5日付けで「日本拳法会」の名称を使用した昇段級審査会を実施することを通知している（甲3号証）。なお、債権者も同日に昇段級審査会を実施する予定である。

第3 債権者代理人は令和3年11月22日付けで債務者ら代理人の山口崇弁護士事務所にて、「ご通知」と題する書面をファックスにて送付し債務者らに本件ウェブサイトの削除を要請しているが、これに対して債務者ら及び代理人弁護士から何ら返答が無かった。

債務者らは、仮処分命令決定正本の送達を受けたのち、債権者代理人からの本件ウェブサイトの削除要請があつたにもかかわらず、本件ウェブサイトの中で、「日本拳法会」の名称の使用を継続しているため、今後も本件ウェブサイトが削除されずに「日本拳法会」の名称が使用し続けられる蓋然性が高いといえる。これと同様に、同年11月26日付けで改めて昇段級審査会を実施することを明確化しているため、同年12月5日付けの昇段級審査会が実施される蓋然性は極めて高い。

第4 上記債務者らの行為によって生じる債権者の損害は、別紙損害額計算書のとおりである。

第5 よって、債権者は、民事執行法第172条により間接強制の決

定を求めたく申立てに及ぶ次第である。

記

大阪地方裁判所第26民事部 令和3年(ヨ)第20013号事件  
の仮処分命令決定

添付書類

- 1 損害額計算書
- 2 甲1号証
- 3 甲2号証
- 4 甲3号証
- 5 資格証明書
- 6 委任状

以上